



許可番号 第 07220017365 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府松原市天美東二丁目84番地の6

氏 名 株式会社三高産業  
(法人にあつては名称  
及び代表者の氏名) 代表取締役 藤 田 集 司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山市長 尾花正啓



許可の年月日 令和 5 年 7 月 3 1 日

許可の有効年月日 令和 1 0 年 7 月 3 0 日

### 1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類 ② 紙くず ③ 木くず ④ 繊維くず ⑤ ゴムくず  
⑥ 金属くず ⑦ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧ がれき類

以上 8 種類

(特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を除く。)

事業の区分 別紙1のとおり

### 2. 事業の用に供するすべての施設

別紙2のとおり

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 7 月 3 1 日	当初許可
平成26年 7 月 1 0 日	変更許可
平成30年 7 月 3 1 日	更新許可
令和 5 年 7 月 3 1 日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



別紙1 (令和 5 年 7 月 31日現在 株式会社三高産業)

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

#### 中間処理 (破碎処理)

- ① 廃プラスチック類 ② 紙くず ③ 木くず ④ 繊維くず ⑤ ゴムくず  
以上 5 種類

#### 中間処理 (選別処理)

- ① 廃プラスチック類 ② 紙くず ③ 木くず ④ 繊維くず ⑤ ゴムくず  
⑥ 金属くず ⑦ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧ がれき類  
以上 8 種類

#### 中間処理 (洗浄処理)

- ① 廃プラスチック類 ② 紙くず ③ 木くず ④ 繊維くず ⑤ ゴムくず  
⑥ 金属くず ⑦ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧ がれき類  
以上 8 種類

複写無効

複写無効



別紙2 (令和 5 年 7 月 3 1 日現在 株式会社三高産業)

2. 事業の用に供するすべての施設

- ① 破砕施設 (NC工業 NCM-P-V<sup>2</sup>1300型)  
施設設置場所 和歌山市西浜1660番地の97  
処理能力<sup>注1</sup> ① 4.23 t/日 (0.528 t/時×8時間)  
② 3.38 t/日 (0.422 t/時×8時間)  
③ 4.71 t/日 (0.588 t/時×8時間)  
④ 1.72 t/日 (0.215 t/時×8時間)  
⑤ 6.66 t/日 (0.832 t/時×8時間)  
処理する品目<sup>注1</sup> ①、②、③、④、⑤
- ② 破砕施設 (NC工業 NCM-P-V1300R型)  
施設設置場所 和歌山市西浜1660番地の98  
処理能力<sup>注1</sup> ① 4.23 t/日 (0.528 t/時×8時間)  
⑤ 6.66 t/日 (0.832 t/時×8時間)  
処理する品目<sup>注1</sup> ①、⑤
- ③ 選別施設 (磁気選別機 オーエステック FPS1050)  
施設設置場所 和歌山市西浜1660番地の97  
処理能力 410.4 m<sup>3</sup>/日 (51.8 m<sup>3</sup>/時×8時間)  
処理する品目<sup>注1</sup> ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧
- ④ 選別施設 (旋回ふるい機 京町産業車輛株式会社 EKS15-45)  
施設設置場所 和歌山市西浜1660番地の97  
処理能力 364.8 m<sup>3</sup>/日 (45.6 m<sup>3</sup>/時×8時間)  
処理する品目<sup>注1</sup> ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧
- ⑤ 選別施設 (磁気選別機 日本マグネティックス(株) PUF-900×(260)SM型)  
施設設置場所 和歌山市西浜1660番地の98  
処理能力 51.84 m<sup>3</sup>/日 (6.48 m<sup>3</sup>/時×8時間)  
処理する品目<sup>注1</sup> ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧
- ⑥ 洗浄施設 (洗浄機能付きスクリーンロムル 京町産業車輛株式会社 EKS15-45)  
施設設置場所 和歌山市西浜1660番地の97  
処理能力 372.56 m<sup>3</sup>/日 (46.57 m<sup>3</sup>/時×8時間)  
処理する品目<sup>注1</sup> ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧

注1) 「処理能力」及び「処理する品目」欄に記載の数字は「1. 事業の範囲 産業廃棄物の種類」に記載の品目の番号を指します。